

デモクラティックスクール・ネット 団体規約

第1条（名称）

この団体は、デモクラティックスクール・ネットという。

第2条（目的）

デモクラティックスクール/サドベリースクールを選択する子どもたちがより充実した学びを行うために、

- (1) 日本国内のデモクラティックスクール/サドベリースクールの交流を行う。
- (2) デモクラティックスクール/サドベリースクールの情報を総合的に発信していく。

第3条（定義）

この団体では、デモクラティックスクールの定義を以下のものとする。またデモクラティックスクールとサドベリースクールは同義として扱う。

- (1) 生徒が学びについて自己決定していること。学校側が一方的に設定するカリキュラム・行事が無いこと。
- (2) 生徒とスタッフはいかなる場合でも議決権を持ち、対等で民主的にスクールに関する全てのこと(日常の学校運営や問題解決、予算、学費、人事等)を決めていること。(他の構成員の議決権については、各スクールの決定による。)

第4条（事業）

(1) この団体は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

① デモクラティックスクールの普及活動

総合情報サイトの運営、デモクラティックスクールの紹介リーフレット・パワーポイントの作成、デモクラティックスクール普及のためにイベント開催 など

② 会員同士の交流・情報提供

準備グループも含めた会員交流会の実施、メーリングリストの運営、スタッフ研修の情報提供など

③ デモクラティックスクールに関する資料の管理

④ その他目的を達成するために必要な事業

(2) この団体の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第5条（構成員）

この団体の構成員を以下の通りとし、次の条件を満たすものとする。

(1) 運営会員

- ① デモクラティックスクール・サドベリースクールとして正式開校していること。
- ② 第3条(定義)の各項に合致していること
- ③ ホームスクールや塾、習い事でないこと。
- ④ 団体のホームページの URL など、活動がわかるものを加入前に提出すること。
- ⑤ 上記条件を満たした上で、加入前に入会チェックリストに記入し、チェックが入らないことを提示すること。その後、半年間のお試し期間を経ること。
- ⑥ 加入後はデモクラ会議・会員交流会には基本的に毎回参加すること。

(2) スクール会員

- ① デモクラティックスクール・サドベリースクールとして正式開校していること。
- ② 第3条(定義)の各項に合致していること。
- ③ ホームスクールや塾、習い事でないこと。
- ④ 団体のホームページの URL など、活動がわかるものを加入前に提出すること。
- ⑤ 上記条件を満たした上で、加入前に入会チェックリストに記入し、チェックが入らないことを提示すること。その後半年間のお試し期間を経ること。
- ⑥ 加入後は、少なくとも年3回程度、交流会や合宿などに参加すること。

(3) 個人会員

- ① この団体の趣旨に賛同し、協力しようとする意志のあるスクール OB、OG、元スタッフ、保護者
- ② デモクラティックスクール・サドベリースクールの理念に共感している個人または団体関係者

第6条 (代表)

この団体は、事務局を担当するスクールが代表となる。デモクラティックスクール・サドベリースクールの理念に基づき、代表は他のスクールと対等な関係とする。

代表者：田中麻美 (デモクラティックスクール さいたま あみゅーず)

第7条 (事務局)

- (1) この団体に事務局を置き、団体規約の定め及び会議の議決に基づき、この団体の業務執行及び経理を担当する。
- (2) 事務局は埼玉県さいたま市西区中野林799-4に置く。
事務局の所在地と団体の所在地は同一である。
- (3) 事務局は会議において運営会員の中から選任され、任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

第8条（会費）

構成員は、会議において別に定める会費を納めなければならない。

第9条(会議)

- (1) この団体は、別に定める会議によってすべての決定を行う。
- (2) 会議の議決権は運営会員が持つ。
- (3) この団体は年に1度以上、以下の事項について議決する会議を持つ。
 - ① 今年度決算、次年度予算
 - ② 今年度事業報告、次年度事業計画
 - ③ 事務局の選任または解任
 - ④ 構成員の承認または解任
 - ⑤ 団体規約の変更・承認
 - ⑥ 団体の解散、合併
 - ⑦ その他会議において重要であると認め付議された事項

第10条（財産の所在）

この団体の財産に関しては、すべて構成員に所在するものとする。

附則

- (1) 本規約は2011年4月1日から施行する。
- (2) この団体の役員は、次に掲げるものとする。
- (3) この団体の会費は、次に掲げる額とする
一口1,000円とし、
 - ・運営会員 年額 一口以上
 - ・スクール会員 年額 三口以上
 - ・個人会員 年額 一口以上
- (4) 2016年11月11日改訂 2016年11月11日施行
- (5) 2017年7月14日改訂 2017年7月14日施行
- (6) 2018年5月30日改訂 2018年5月30日施行
- (7) 2019年5月15日改定 2019年5月15日施行
- (8) 2020年5月15日改定 2020年5月15日施行
- (9) 2021年3月10日改定 2021年3月10日施行
- (10) 2021年5月10日改定 2021年5月10日施行
- (11) 2021年6月7日改定 2021年6月7日施行

以上